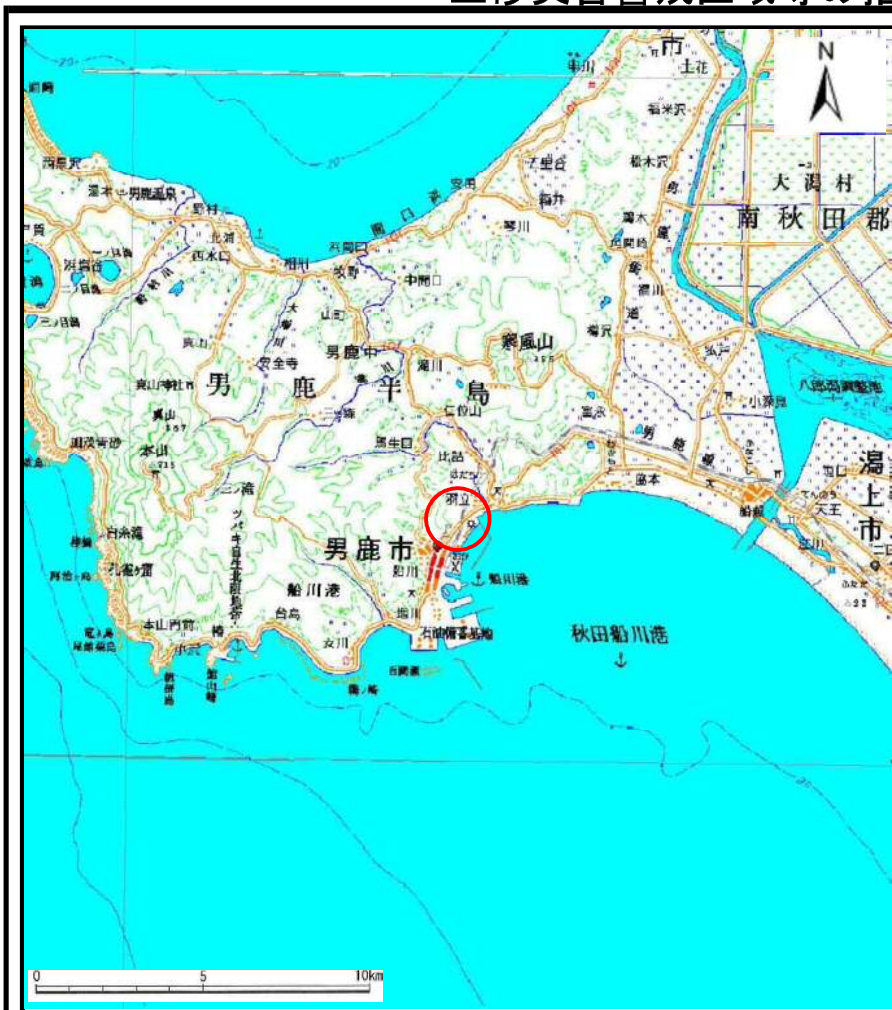
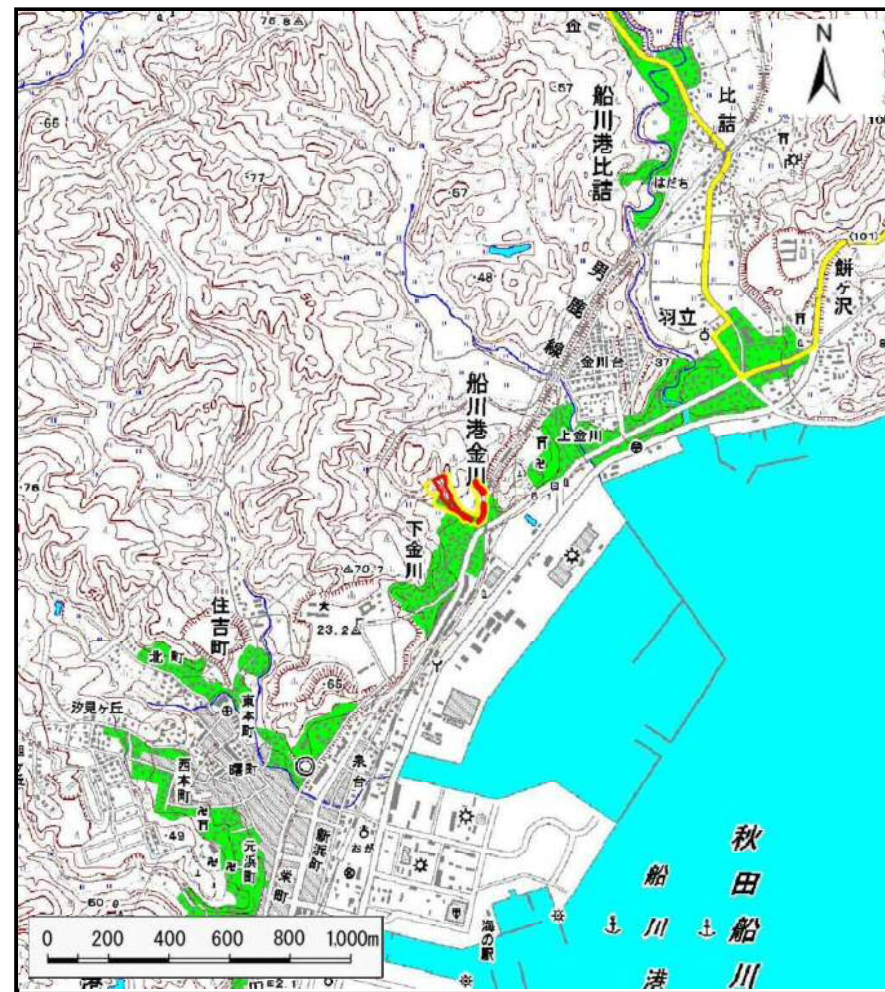


## 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その1）



(1/200,000)

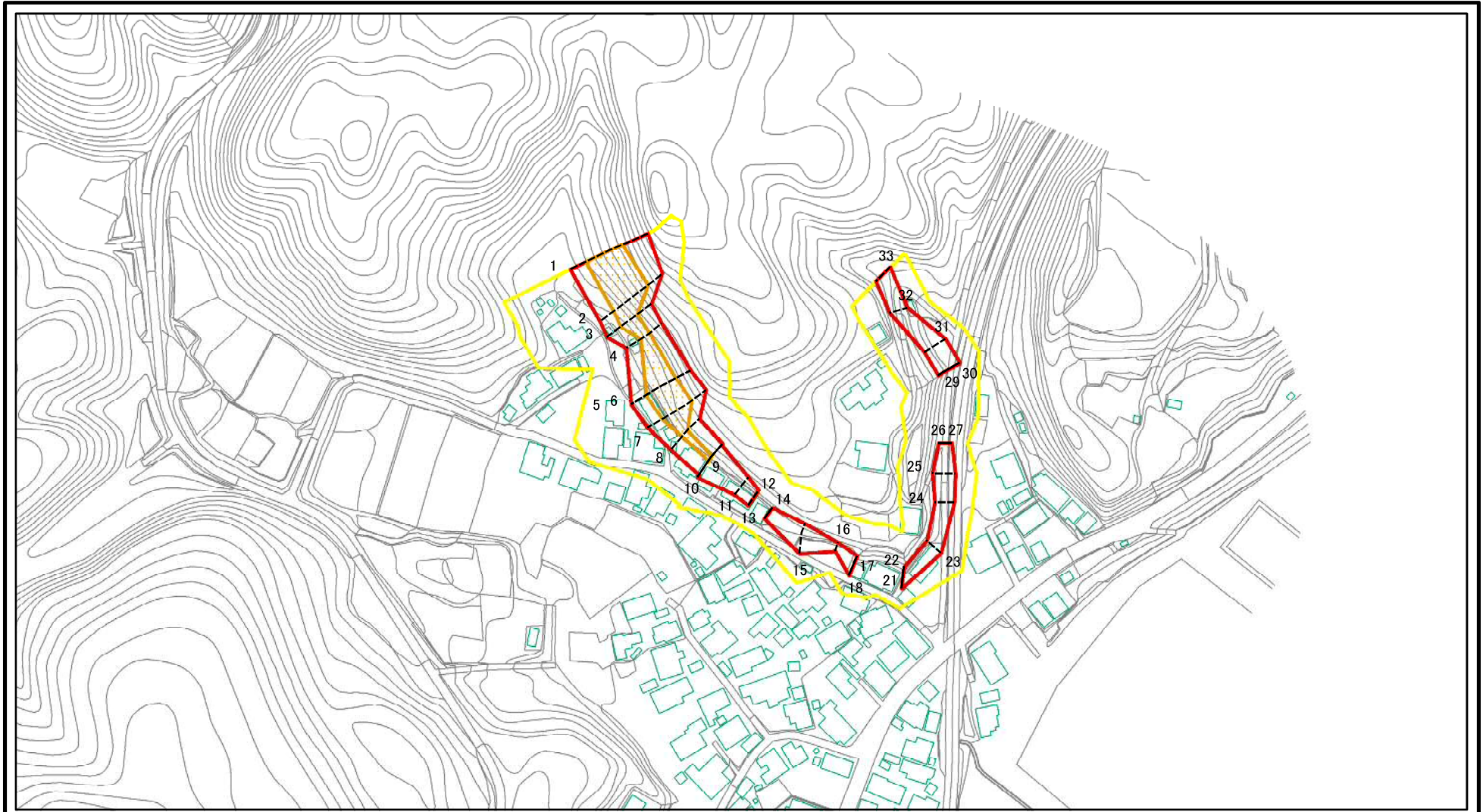


(1/25,000)

様式-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
	箇所番号	I-515
	箇所名	下金川1号
	所在地	秋田県男鹿市船川港金川字上ノ山及び姫ヶ沢

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。（承認番号 平29情複、第889号）

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



0 25 50 100  
m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域  
区域図(その1)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	
それ以外の区域	

N	縮尺 1:2,500

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-515
告示番号	第178号	箇所名	下金川1号
告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県男鹿市船川港金川 字上ノ山及び姫ヶ沢

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)

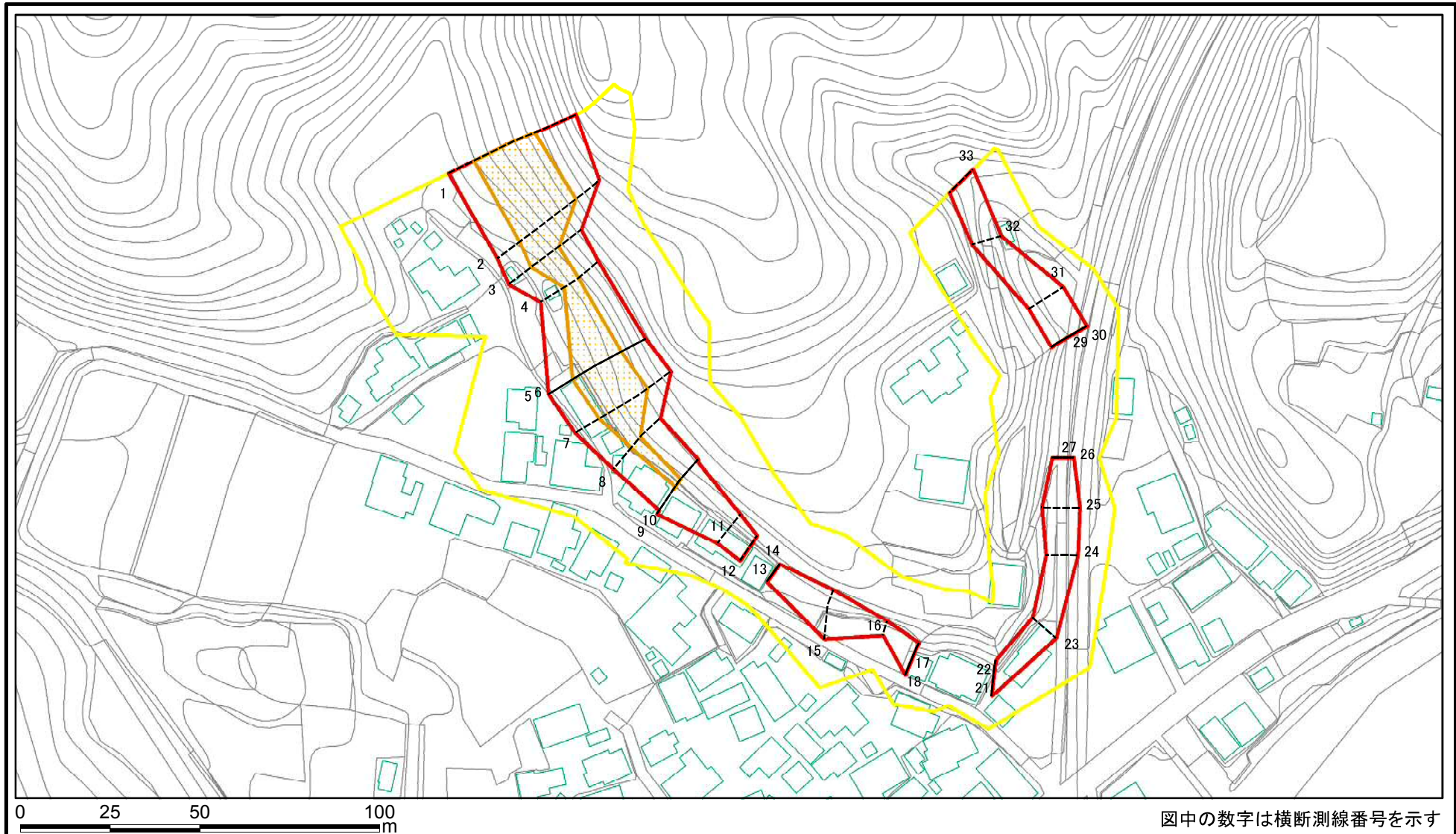


0 25 50 100  
m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-515
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第178号	箇所名	下金川1号
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県男鹿市船川港金川字上ノ山及び姫ヶ沢
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域						
	それ以外の区域						

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



様式-2-1(急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域  
区域図(その2)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域



自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

箇所番号

I-515

土砂災害防止法  
施行令第三条の  
基準に該当する  
区域

土石等の(移動)高さが1m以下の場合、  
土石等の移動による力が100kN/mを超える区域



縮尺

告示番号

第178号

箇所名

下金川1号

土石等の堆積の高さが3mを超える区域



告示年月日

平成30年3月20日

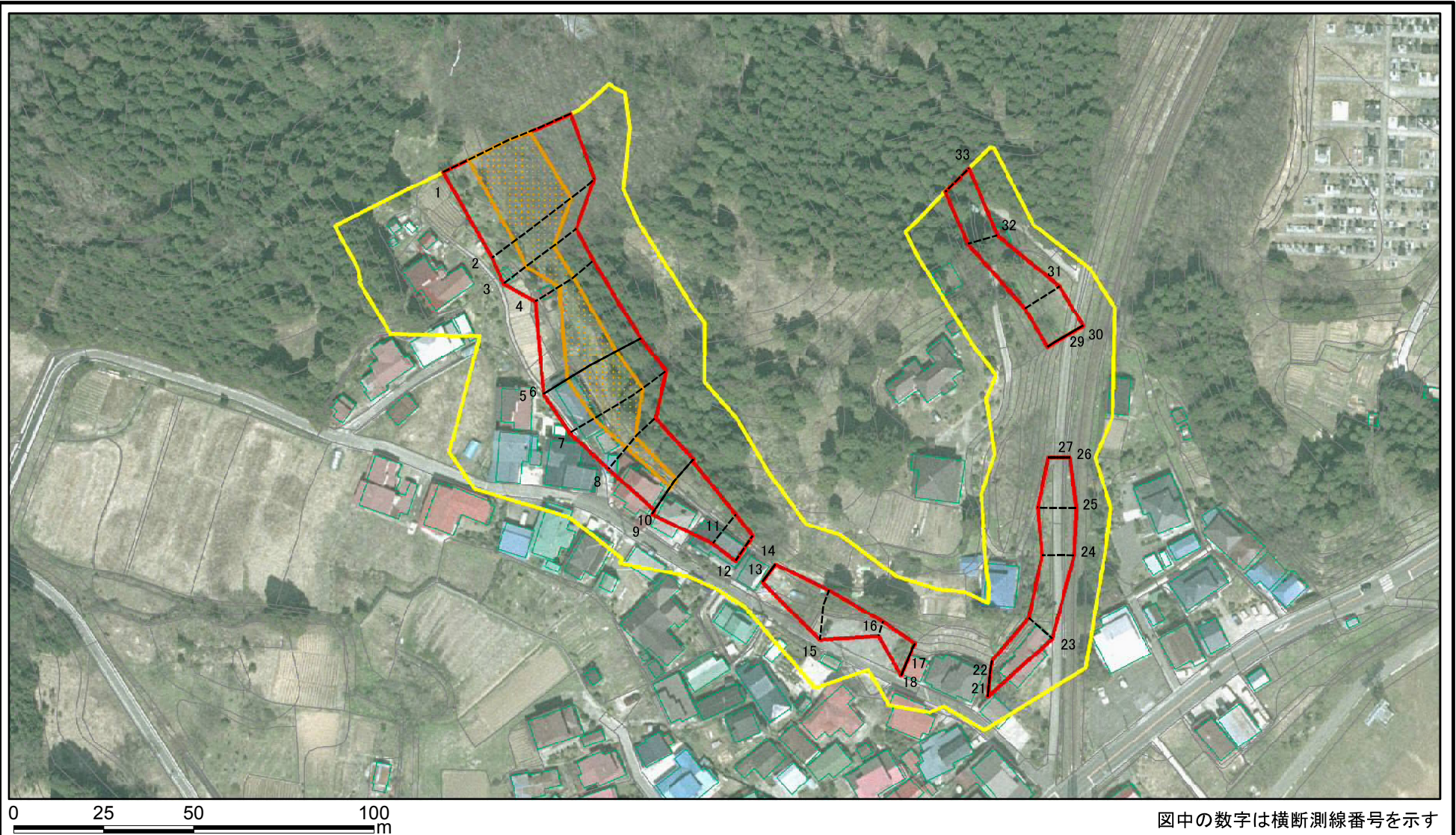
所在地

秋田県男鹿市船川港金川  
字上ノ山及び姫ヶ沢

それ以外の区域

1:1,500

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



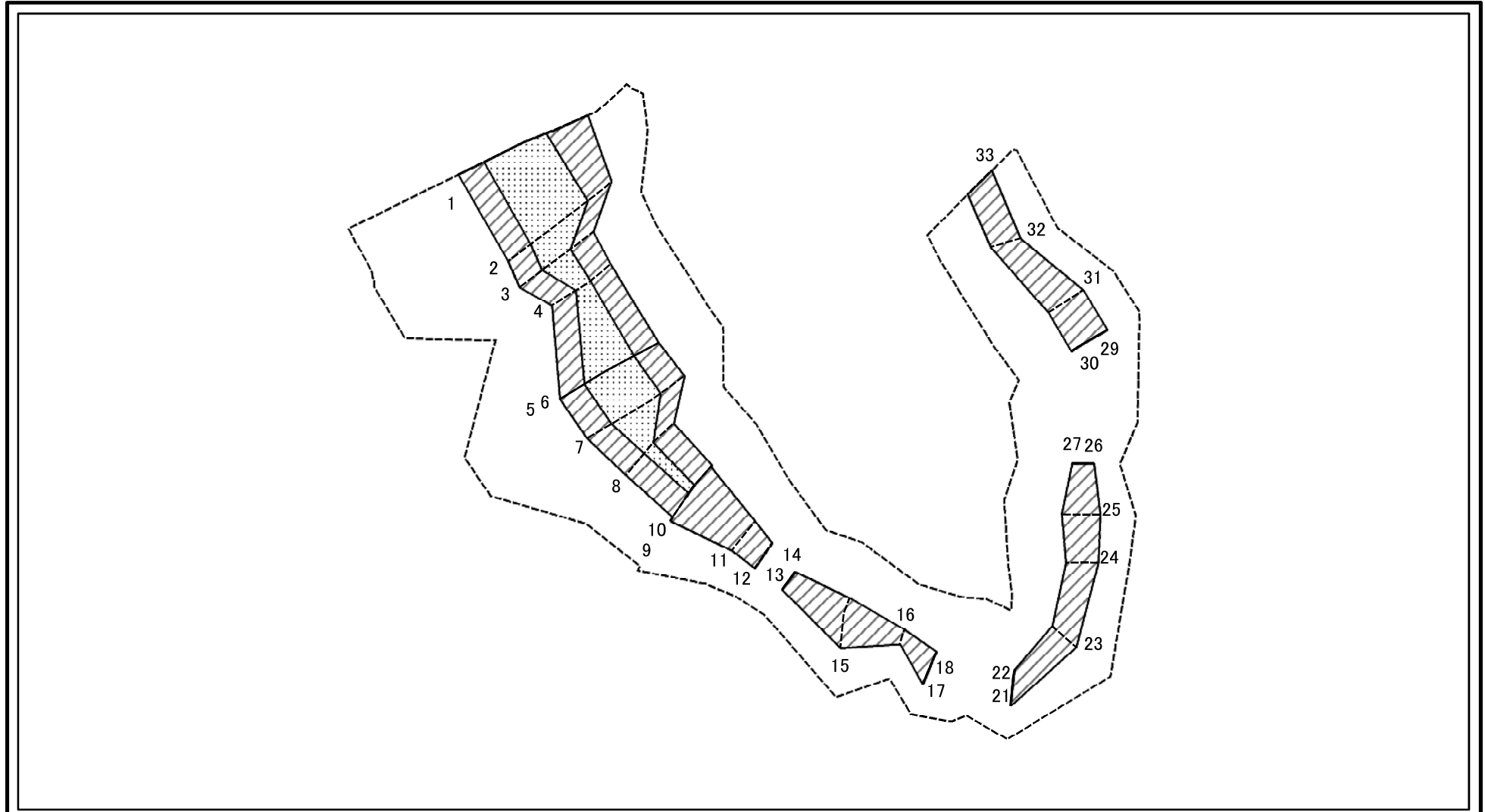
様式-2-1(急)  
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域  
区域図(その2)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	
土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域	
土砂等の堆積の高さが3mを超える区域	
それ以外の区域	

縮尺  
1:1,500

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-515
告示番号	第178号	箇所名	下金川1号
告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県男鹿市船川港金川字上ノ山及び姫ヶ沢

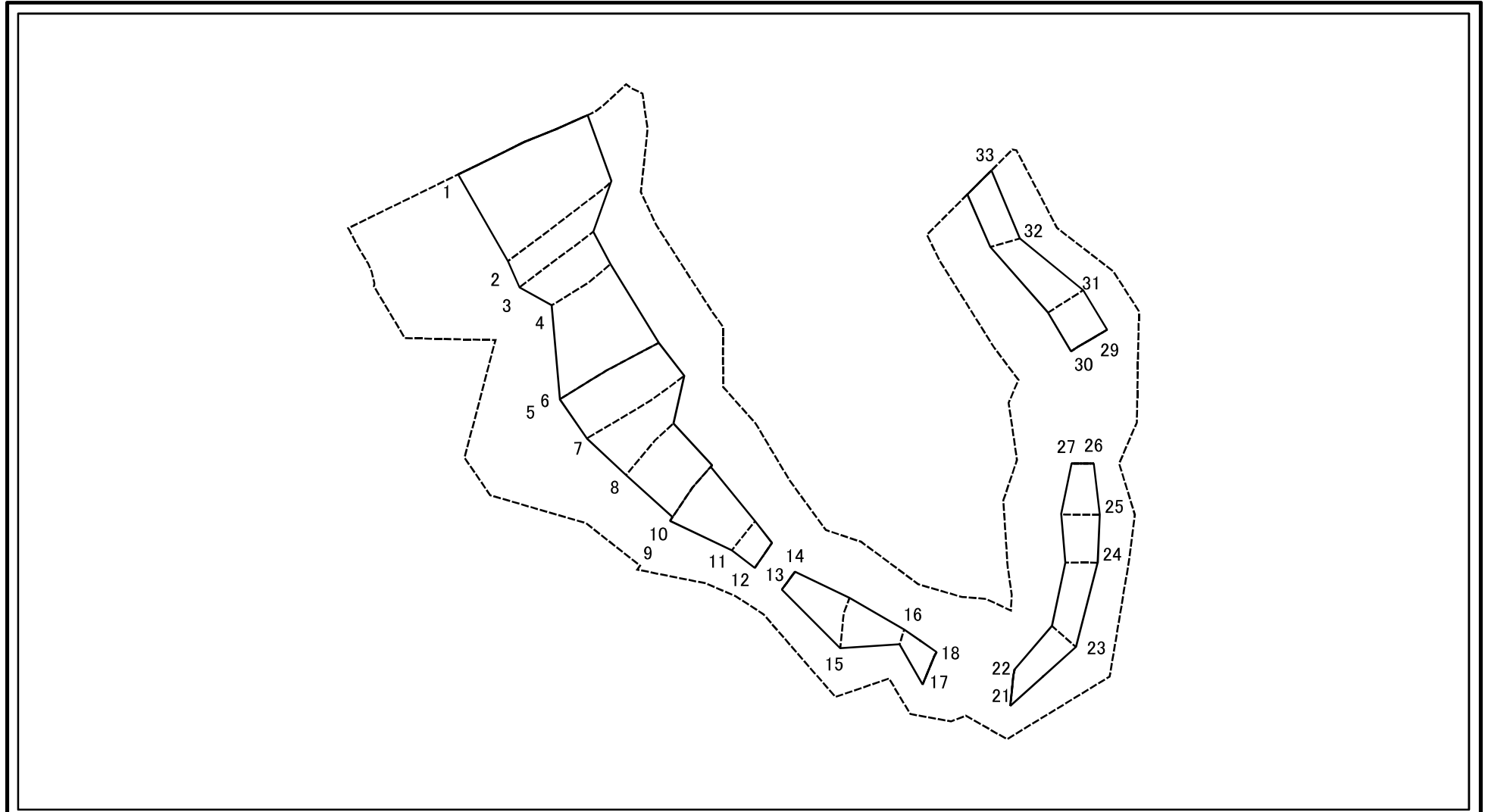
# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-2(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-515
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第178号	箇所名	下金川1号
	それ以外の区域			告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県男鹿市船川港金川 字上ノ山及び姫ヶ沢

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-3)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-3(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:1,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-515
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	第178号	箇所名	下金川1号
		それ以外の区域			告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県男鹿市船川港金川字上ノ山及び姫ヶ沢

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)(案)

(1/1)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	136.25	1.00	100.00	1.00	-	-	13.00	2.57	27 ~ 28	-	-	-	-	-	-	-	
2 ~ 3	136.25	1.00	100.00	1.00	-	-	13.00	2.57	28 ~ 29	-	-	-	-	-	-	-	
3 ~ 4	124.05	1.00	100.00	1.00	-	-	11.62	2.30	29 ~ 30	-	-	-	-	-	-	-	
4 ~ 5	134.77	1.00	100.00	1.00	-	-	13.32	2.63	30 ~ 31	-	-	87.41	1.00	-	-	8.89	1.76
5 ~ 6	134.77	1.00	100.00	1.00	-	-	13.32	2.63	31 ~ 32	-	-	83.46	1.00	-	-	10.61	2.10
6 ~ 7	134.77	1.00	100.00	1.00	-	-	11.68	2.31	32 ~ 33	-	-	79.44	1.00	-	-	10.61	2.10
7 ~ 8	133.42	1.00	100.00	1.00	-	-	11.53	2.28	~								
8 ~ 9	111.01	1.00	100.00	1.00	-	-	10.98	2.17	~								
9 ~ 10	108.71	1.00	100.00	1.00	-	-	10.98	2.17	~								
10 ~ 11	-	-	100.00	1.00	-	-	10.27	2.03	~								
11 ~ 12	-	-	81.47	1.00	-	-	10.27	2.03	~								
12 ~ 13	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
13 ~ 14	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
14 ~ 15	-	-	98.89	1.00	-	-	11.61	2.30	~								
15 ~ 16	-	-	98.89	1.00	-	-	12.34	2.44	~								
16 ~ 17	-	-	80.76	1.00	-	-	12.34	2.44	~								
17 ~ 18	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
18 ~ 19	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
19 ~ 20	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
20 ~ 21	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
21 ~ 22	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
22 ~ 23	-	-	82.49	1.00	-	-	11.08	2.19	~								
23 ~ 24	-	-	77.52	1.00	-	-	11.08	2.19	~								
24 ~ 25	-	-	84.63	1.00	-	-	9.37	1.85	~								
25 ~ 26	-	-	84.63	1.00	-	-	9.98	1.97	~								
26 ~ 27	-	-	-	-	-	-	-	-	~								

様式-3(急)  建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-515
	告示番号	第178号	箇所名	下金川1号
	告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県男鹿市船川港金川字上ノ山及び姫ヶ沢